

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）の定款第24条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、公社に週5日勤務する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号で定める報酬をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する費用（交通費、旅費、宿泊費等）をいう。

(報酬の総額)

第3条 役員に対する報酬の総額は、年額1,000万円以内とし、次条に定める額を支給する。

(報酬の支給)

第4条 常勤役員の報酬は、別表第1に掲げる額の範囲内とし、理事会で決定する。

2 非常勤役員（公認会計士から選任された監事及び報酬を支給することに係る理事会の承認を得た役員に限る。）の報酬は、別表第2に掲げる額とする。

3 役員に、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬の支給日については、給与及び退職手当の支給に関する規程を準用する。

2 非常勤役員（公認会計士から選任された監事を除く。）の報酬の支給日は、職務の遂行の日とする。

3 非常勤役員（公認会計士から選任された監事に限る。）の報酬の支給日は、理事長が別に定める。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人からの申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申込みのあった積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員に対し、旅費支給規程による旅費を費用として支給する。ただし、常勤役員の通勤費用については、給与及び退職手当の支給に関する規程を準用し、通勤手当を費用として支給する。

第8条 削除

(公表)

第9条 公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準とし、公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行をもって、平成 3 年 1 0 月 3 0 日理事長決裁の「非常勤役員の依頼出張旅費等の決定について」は廃止する。

附 則

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 常勤役員の報酬

理 事 長	月額 494,000 円以内
常勤の理事	月額 436,000 円以内 ただし、職員を兼ねる場合に あつては月額 100,000 円以内

別表 2 非常勤役員の報酬

公認会計士から選 任された監事	年額 900,000 円
上記以外の非常勤 役員（理事会の承 認を得た役員に限 る。）	日額 4,800 円